

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件二件 二八三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 二八三
- 公金の徴収の事務を委託した件 二八四
- 保安林の指定施業要件を変更する件 二八四
- 公告
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があつた件 二八五
- 土地改良区の管理規程の変更を認可した件 二八六
- 落札者を決定した件 二八六
- 福島県教育委員会教育長
- 一般競争入札を行う件 二八七

告示

福島県告示第四百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年六月十三日から同年七月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年六月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
西部プラザ 福島県郡山市西ノ内二丁目十一番四十号
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

- 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年六月十三日から同年七月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年六月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
西部プラザ 福島県郡山市西ノ内二丁目十一番四十号
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
- 1 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
廃棄物の排出量を把握するとともに可能な限り抑制し、かつ適切なりサイクルを推進すること。
- 2 防犯対策への協力
事業者及び土地所有者等は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策に協力すること。
- 3 廃棄物の処理等に係る事項
(一) 工事期間中及び生産活動に伴い発生する廃棄物の処理に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守の上、対応すること。
(二) 郡山市産業廃棄物処理指導要綱第十九条に該当する工事を行う場合は、産業廃棄物が工事により発生する日の十日前までに、当該工事に伴って生じる産業廃棄物の処理方法等について、市長に届け出ること。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、二本松市土地改良区から令和七年五月三十日付けで申請のあつた定款の変更について、同年六月四日認可した。

令和七年六月十三日

福島県告示第四百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、八沢干拓土地改良区から令和七年四月一日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月五日認可した。

令和七年六月十三日

福島県知事 内堀雅雄
（農村計画課）

福島県告示第四百三十六号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号。以下「改正政令」という。）附則第二条第一項によりなお従前の例によることとされる改正政令第一条による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和七年六月十三日

福島県知事 内堀雅雄
（農村計画課）

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県知事 内堀雅雄

ふくしま県民の森施設等の使用料の徴収事務

二 受託者の名称及び所在地

1 名称 公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団

2 所在地 安達郡大玉村玉井字長久保六十八番地

三 徴収の事務を委託する期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

（森林計画課）

福島県告示第四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年六月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市逢瀬町多田野字本郷一五九の二、一五九の六、一五九の一二、一六六の四

保安林として指定された目的

風害の防備

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐は、択伐による。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市逢瀬町多田野字戸ノ内一四五の一、一四六の一

保安林として指定された目的

風害の防備

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐は、択伐による。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市逢瀬町多田野字西久保七〇

保安林として指定された目的

風害の防備

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐は、択伐による。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市湖南町横沢字浜林三七〇九の一・三七〇九の一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

三七〇九の一〇、三七〇九の一三から三七〇九の一六まで、三七〇九の一八、三七〇九の二〇

保安林として指定された目的

風害の防備

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐は、択伐による。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 郡山市湖南町館字浜六〇七の二、六〇七の四（次の図に示す部分に限る。）、六〇七の八、六〇七の九
- 2 保安林として指定された目的
- 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標
- 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 郡山市湖南町舟津字浜前一三七の一、一三七の二〇から一三七の二四まで、一三七の三七
- 2 保安林として指定された目的
- 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標
- 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 郡山市湖南町舟津字浜前一三七の七、一三七の三六
- 2 保安林として指定された目的
- 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標
- 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 郡山市湖南町横沢字浜林三七〇九の三、三七〇九の四、三七〇九の一七
- 2 保安林として指定された目的
- 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標
- 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 郡山市湖南町舟津字宮西三の二
- 2 保安林として指定された目的
- 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標
- 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）
- 公 告**
- 公告第三百十号**
- 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
- 令和七年六月十三日
- 福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称 雄国山麓土地改良区	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、 薬師堂頭首工管理規程の変更について、令和七年五月十三日次のとおり認可した。 令和七年六月十三日	公告第百三十一号
退任した役員 氏名 住所 猪俣 慧 喜多方市熊倉町都字道地内一二五二番地	（農村計画課）	
管理規程を定めた者の名称 鹿島町土地改良区	福島県知事 内 堀 雅 雄	
管理規程の変更の概要 異常かつ重大な状態に関する報告に係る報告先機関の変更	（農村計画課）	

公告第132号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年6月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1

落札に係る物品等の名称及び数量
モバイルノート型パソコン 3,335台

2

契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

3

落札者を決定した日
令和7年4月18日

4

落札者の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号

5

落札金額
286,876,700円

6

契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7

特例政令第6条の公告を行った日
令和7年3月7日

(入札用度課)

公告第4号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立学校 I C T 支援業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年6月13日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜 次

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県立学校 I C T 支援業務委託 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 委託期間 令和7年8月1日から令和8年7月31日まで
- (4) 履行場所 福島県教育庁教育総務課が定めた場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 令和4年度から令和6年度までの間に、学校の I C T 支援に係る業務の履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (5) 次のア又はイのいずれかを満たす者であること。

- ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの付与を受けていること。
- イ 一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定した認証機関によるISMS（ISO／IEC 27001（JIS Q 27001））の認証を受けていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年7月8日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。
- 郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県教育庁教育総務課
電話024-521-8658
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において令和7年6月13日（金）から同年7月8日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和7年7月23日（水）午前10時
(2) 場所 福島県庁西庁舎4階教育総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年7月22日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県教育委員会教育長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
(6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Commissioning of ICT operations support services for Fukushima Prefectural Schools 1 set
(2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 23 July 2025
(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 22 July 2025

- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, General Affairs Section, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8688 Japan TEL 024-521-8658
(教育総務課)